

事業番号3：環境金融の拡大に向けた利子補給事業

評価者のコメント（コメントシートに記載されたコメント）

【事業の課題・問題点等】

《利子補給事業の二酸化炭素削減、環境金融の拡大に向けた有効性について》

- 本事業の執行率は低いが、一方で1t-CO2 当たり削減コストが目標である2,100円 / t-CO2 よりますます離れている。これは、執行率を高めるほど削減コストが増える構造になっているのではないか。
- 本年の税制改正による、租税特別措置との重複がある。本事業が目指す省エネ推進は、他事業や税制で十分にカバーできる。
- 設備投資へのインセンティブになっているか不明。
- 二酸化炭素排出量の削減という政策目的に対して有効かどうか判定できない。ただ、設備更新企業と金融機関に対する補助金になっているのではないか？
- CO2 削減へつながっているのかわからない。
- 本事業に関係する地方銀行や事業書には機密情報もあるだろうが、率直に言って、現在手元にあるデータでは、本事業に対する客観的評価を行うことは不可能である。政策に対する客観的「評価」に対するエビデンスが無いなかで、事業評価を行うことは本来不可能である。機密情報があったとしても、支援を受けた事業所名を匿名化した上で、地方銀行ごとに大分類の事業内容及び利子補給額などを事業所ごとにリストアップすることは可能ではないか。
- 地方銀行による格付の標準化をすべき。
- 今の融資の仕方では、事業の拡大につながらない。
- 本当に融資すべき事業所となっているか疑問。
- 環境金融の重要性は認めるが、本事業が十分なインパクトを生む適切な手法と言えるかどうか、検討の余地がある。裾野を広げるという観点では、インパクト（件数×CO2 削減量）は限定的。
- 利子補給の成果が見えない。

《本事業で設定したアウトカムについて》

- 事業のアウトカムとして、CO2 の削減をどう測定するかについて明確な手法を示すべき。
- アウトカムが適切でないものが多い。
- CO2 削減効果の大小という意味で、この施策がコスト／効果が高く、優位にあることが示されていない。
- 環境金融の「拡大」の評価基準が不明確。

【改善の手法や事業見直しの方向性】

《利子補給事業の二酸化炭素削減、環境金融の拡大に向けた有効性について》

- パワポ資料の P.11 に、本事業を活用した企業の CO2 削減量のグラフがあるが、EBPM で考えるならば、本事業を活用した企業だけでなく、本事業を活用していない企業についてもデータを取得して分析しなければ、本事業が効率的かどうかの検証を行っていることにはならない。
- CO2 削減割合の高い投資を把握し、その導入に集中的に適用するなどの工夫が必要。
- 客観的評価のためには、各地方銀行が業務を行う地域ごとの特性等を把握して、どういった要因が当該事業を促進し、どういった要因が疎外要因となっているのかについて分析を行う必要がある。モデルケースのみの成果を分析していても、客観的評価とは言えない。
- 事業を拡大するためには地方自治体との連携方法を検討する必要がある。
- 融資条件を見直しすべき。（（cf）事業者の情報の開示 etc）
- 環境（金融）政策全体の中で、より大きな政策インパクトのあるものへと全体的に見直し、再構築すべき。
- 3年で3%、5年で5%といったレベルではなく、長期的な2℃目標達成につながるような、大幅削減を可能とする企業の革新的な取組を促すものに見直すべき。
- 地域での環境金融という意味では、まだ手がついていない気候変動への適応への取組を促すきっかけとするという観点も今後はあるのではないか。
- 通常業務としての環境金融に移行できるためのプロセスを用意すべきである。

《本事業で設定したアウトカムについて》

- 事業の目標が評価できるよう成果目標を見直すべき。

評価結果

廃止／抜本的改善

（廃止：2人、事業全体の抜本的改善：4人）

とりまとめコメント

- ・ 本事業が目指す省エネ推進は、他事業や税制で十分にカバーできる。
- ・ CO2 削減という政策目的に対して、有効かどうか判定できない。
- ・ 利子補給の成果が見えない。
- ・ 事業のアウトカムとして、CO2 の削減をどう測定するかについて明確な手法を示すべき。
- ・ 本事業を活用した企業だけでなく、本事業を活用していない企業についてもデータを取得して分析しなければ、本事業が効率的かどうかの検証を行って

いることにはならない。

- ・ 大幅削減を可能とする企業の革新的な取組を促すものに見直すべき。
- ・ 本事業（利子補給という方法）が効果的であるという判断ができない今のやり方は、廃止を含めて抜本的に見直すべき。